

平成27年7月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成26年(ワ)第1459号 特許権侵害差止等請求事件

口頭弁論の終結の日 平成27年6月9日

## 中間判決

東京都江戸川区<以下略>

原告	株式会社 シラヤマ
同訴訟代理人弁護士	宗田 親彦
	鈴木 太一
	鈴木 英之
同補佐人弁理士	宇野 晴海

広島県呉市<以下略>

被告	株式会社 ダイクレ
同訴訟代理人弁護士	木下 洋平
同補佐人弁理士	佐藤 晃一
	亀卦川 巧

## 主 文

被告が製造、販売する別紙被告製品目録2及び3記載の鋼製地覆は、原告が有する特許第3377764号の特許請求の範囲の請求項1記載の特許発明の技術的範囲に属する。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 請求

- 1 被告は、別紙被告製品目録3記載の鋼製地覆を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸出し、又は譲渡若しくは貸渡しの申出をしてはならない。
- 2 被告は、別紙被告製品目録3記載の鋼製地覆、その半製品及びそれらを製造するための金型を廃棄せよ。

3 被告は、原告に対し、1720万6051円及びこれに対する平成26年1月31日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

## 第2 事案の概要

本件は、発明の名称を「道路橋道路幅員拡張用地覆ユニット及び道路橋道路幅員拡張用地覆ユニット設置方法」とする特許権を有する原告が、被告による別紙被告製品目録1ないし3記載の鋼製地覆（以下、それぞれを「被告製品1」、「被告製品2」、「被告製品3」といい、これらを総称して「被告製品」という。）の製造、譲渡等は原告の特許権を侵害すると主張して、被告に対し、特許法100条1項、2項に基づいて、被告製品3の譲渡等の差止め及び廃棄等を求めるとともに、不法行為に基づき、損害賠償金1720万6051円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める事案である。これに対し、被告は、被告製品の部品の製造販売しか行っていない旨等を主張して、原告の請求を争う。なお、原告は、意匠登録第1118381号の意匠権に基づく請求もしているが、これは本中間判決の対象外である。

1 前提事実（証拠等を掲げた事実以外は、当事者間に争いが無い。）

### (1) 本件特許権

原告は、次の特許権（以下、この特許を「本件特許」という。）を有している。

特許番号 第3377764号

発明の名称 道路橋道路幅員拡張用地覆ユニット及び道路橋道路幅員拡張用地覆ユニット設置方法

出願日 平成11年8月10日

登録日 平成14年12月6日

### (2) 特許請求の範囲の記載

本件特許出願の願書に添付した明細書（以下「本件明細書」という。）の

特許請求の範囲の請求項1の記載は、本判決添付の特許公報の該当項記載のとおりである（以下、この発明を「本件発明」という。）。

(3) 本件発明の構成要件

本件発明を構成要件に分説すると、次のとおりである（以下、分説した構成要件をそれぞれの符号に従い「構成要件A」のようにいう。）。

- A 前面側，上面側，背面側を備えた縁石部と
- B 該縁石部の前面側外方に延伸し，コンクリート床版側端部の地覆除去部に固定される延伸部と底面側を備えた底版部と
- C からなる鋼製中空筒体を形成するとともに
- D 底版部下面には床版外側部に固定される腹板を取り付けてなることを特徴とする
- E 道路橋道路幅員拡張用地覆ユニット。

(4) 被告の行為

被告は、別紙被告製品目録3の「4 カタログ上の被告製品の記載」のとおり、張出地覆（ベース部とカバー部）とブラケットとからなる構造を示して、「スチールウイング」という製品名の鋼製地覆の譲渡等の申出をしている（甲7・8，乙1）。この「スチールウイング」には、被告製品1のように設置前後で道路幅員が変わらないように設置されるもの（以下「非拡張型」という。）と、被告製品2及び3のように設置後に道路幅員が拡張するように設置されるもの（以下「拡張型」という。）がある。なお、被告製品1及び2は、既に設置済みのものである。

2 争点

本中間判決の対象となる争点は、被告が製造、販売する製品が本件発明の技術的範囲に属するかという点であり、より具体的には、主として、以下の点が争点となっている。

- (1) 被告が被告製品を製造、販売していると認められるか（被告製品におけ

- る張出地覆とブラケットは一体として製造，販売されていると評価できるか)
- (2) 被告製品は構成要件A，C及びDを充足するか
  - (3) 被告製品は構成要件B及びEを充足するか
  - (4) 出願経過禁反言の適用が認められるか

### 3 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点(1) (被告が被告製品を製造，販売していると認められるか (被告製品における張出地覆とブラケットは一体として製造，販売されていると評価できるか) ) について

(原告の主張)

被告は，遅くとも平成24年4月ころから現在まで，被告製品3を業として製造し，販売し，又は販売の申出をしている。また，被告は，既に，被告製品1及び2を製造し，販売した。原告は，既に設置されている被告製品1及び2については被告の提出する図面等に基づき，また被告製品3については被告のカタログに基づき，これらを特定する。

被告製品における張出地覆とブラケットは，形式的に2つの部品に分かれているだけで，これらは一体のものとして運用・構成されている。被告が自認するところによっても，被告製品は床版取付部を具えたブラケットがなければ，張出地覆を正常な利用に耐え得るように設置することができないのであり，かつ設置後もブラケットは取り外されないものであるから，張出地覆とブラケットは一体と評価すべきであり，被告は，一体のものである被告製品を製造，販売している。

(被告の主張)

被告は，部品の製造販売を行っている製品メーカーであり，これらの部品を工事現場で組み立てて完成品にするのは工事施工者であって被告ではないから，被告は完成品としての被告製品を製造，販売していない。被告製品は，完成品の状態で流通せず，完成品を構成し得る部品の状態でのみ流通するも

のである。

(2) 争点(2) (被告製品は構成要件A, C及びDを充足するか) について  
(原告の主張)

被告製品の構成は、いずれも、別紙「原告主張に係る被告製品の構成」記載のとおりであり、明らかに本件発明の構成要件A及びCを充足する。

また、本件発明は、腹板の底版部下面への取付け方を限定しているものではないから、被告製品のようにブラケットを介して張出地覆に取り付けられている床版取付部も本件発明の腹板に相当する。仮に、床版取付部を具えたブラケットに被告が主張するような張出地覆を水平に設置する機能があったとしても、床版取付部は、本件発明における腹板と同様に、コンクリート床版外側部に取り付けられる板状の鋼板であり、鋼製中空体を床版に取り付けるために機能しているから、腹板に相当するといえる。

したがって、被告製品のブラケットを構成する床版取付部は、本件発明の腹板に相当し、被告製品は本件発明の構成要件Dを充足する。

(被告の主張)

被告製品は、張出地覆（ベース部とカバー部）とブラケットからなり、ブラケットは、路面を形成する舗装層を敷設する際に張出地覆を水平に維持するために予め設置されるもので、張出地覆を設置した後に取り外すことも可能である。また、被告製品のブラケットを構成する床版取付部は、張出地覆をコンクリート床版に固定するためのものではなく、本件発明における腹板に相当しない。したがって、被告製品の構成は、別紙「被告主張に係る被告製品の構成」記載のとおりである。

構成要件Dは、「底版部下面には、床版外側部に固定される腹板を取り付けてなることを特徴とする」というものであり、本件発明における腹板は、底版部下面に一体的に取り付けられており、地覆ユニットを床版に設置するためのものであって、現場で設置される前から張出地覆と一体となっている

必要があると解されるどころ、被告製品の非拡張型と拡張型のいずれも、少なくとも、このような「腹板」を具えないから、本件発明の構成要件Dを充足しないことは明らかである。

(3) 争点(3) (被告製品は構成要件B及びEを充足するか) について

(原告の主張)

拡張型 (被告製品2及び3) が構成要件B, Eを充足することは明らかである。

また、非拡張型 (被告製品1) も構成要件B, Eを充足する。すなわち、構成要件Bは「コンクリート床版側端部の地覆除去部に固定される延伸部」と定めるが、本件発明は物品である「地覆ユニット」についての特許であるから、構成要件Bの文言は「地覆ユニット」を構成する要素である「延伸部」の形態を機能的に表現したものであり、「コンクリート床版側端部の地覆除去部に固定することが可能な形態の延伸部」であれば足りると解釈すべきである。そもそも、拡張型と非拡張型は、その製品としての形状、取付方法、構造等に大差なく、取付け先の橋梁の取付工事前の地覆の形状が異なるに過ぎないのであるから、被告製品を拡張型と非拡張型に区別することはできない。

さらに、被告製品1が設置された祓川新橋において、本件発明を用いることなく防護柵の設置基準 (地覆にたわみ性防護柵を設置する場合の地覆幅は600ミリメートルを標準とする。) を満たすとすれば、道路幅員は片側400ミリメートル分の縮小を余儀なくされるどころ、被告製品1で本件発明を用いて地覆をコンクリート床版から一定程度外方に張り出させることによって道路幅員を維持したのであるから、被告製品1は想定すべき「橋梁の側端部から600ミリメートルの範囲の地覆」を除去してその除去部に延伸部を固定する本件発明を使用したと評価することができ、またこれにより減少するはずだった道路幅を維持し実質的に道路拡幅の効果も獲得しているので

あるから、構成要件B、Eを充足すると評価できる。かかる主張を図示すると、別紙原告説明図のとおりである。

(被告の主張)

本件発明は構成要件Bの文言によって「地覆ユニットの取付構造」の発明であると解釈されるべきである。構成要件Bは、文言上延伸部が「地覆除去部に固定される」ことを要件とし、延伸部が地覆除去部に固定されることによってのみ、構成要件Eの「道路幅員拡張用」として機能するのであるから、延伸部が地覆除去部よりも内側に固定される場合には適用できない。特に、本件特許に係る出願人は、本件特許が登録されるまでの過程において、平成14年3月19日提出の意見書（以下「第一意見書」という。）を提出し、「本願発明に係る地覆ユニット及び設置方法がこれらの相違を有していることを明確にするため、延伸部と腹板が床版のどこに固定されているかを特許請求の範囲を補正することにより明瞭に特定した。」と主張するとともに、構成要件Bに「コンクリート床版側端部の地覆除去部に固定される」を追加する補正をしたのであり、延伸部が地覆除去部に固定されないものは本件発明の技術的範囲から意識的に除外されたものである。また、原告の防護柵の設置基準に基づく主張は事実を無視するものであって失当である。

したがって、被告製品1のような非拡張型は、延伸部がコンクリート床版側端部の地覆除去部よりも内側に固定され、かつ、道路幅員を維持するに過ぎず拡張効果を有しないから、少なくとも構成要件B、Eを充足しない。

(4) 争点(4)（出願経過禁反言の適用が認められるか）について

(被告の主張)

本件特許に係る出願人は、本件特許が登録されるまでの過程において、「本願発明では、地覆除去部に延伸部を位置させるため、縁石部は床版の外側に位置し、地覆除去部がそのまま道路幅員になる」などとする平成14年7月5日提出の意見書（以下「第二意見書」という。）を提出しており、こ

れによって本件特許が登録されたのであるから、本件発明の技術的範囲が、縁石部の全てが床版外側に位置せず、縁石部の一部が床版上に位置する被告製品にも及ぶと主張することは、信義誠実の原則ないしは禁反言の原則に照らして許されない。

(原告の主張)

本件特許に係る出願人は、第二意見書において、これに先立つ平成14年5月7日発送の拒絶理由通知記載の引用文献(以下「本件引用文献」という。)との比較のために、本件発明では縁石部が床版の外側に位置する形態となっていることを説明しているが、これは縁石部の全部が床版の外側に位置するという意味合いでないことは本件明細書の段落【0027】ないし【0033】、さらには【図12】ないし【図14】から明らかであり、本件発明から縁石の一部が外側に位置する形態を除外する趣旨ではない。

### 第3 当裁判所の判断

1 争点(1)(被告が被告製品を製造、販売していると認められるか(被告製品における張出地覆とブラケットは一体として製造、販売されていると評価できるか) )について

(1) 前記第2の1前提事実(4)記載のとおり、被告は、別紙被告製品目録3の「4 カタログ上の被告製品の記載」のとおり、張出地覆(ベース部とカバー部)とブラケットとからなる構造を示して、「スチールウイング」という製品名の鋼製地覆の譲渡等の申出をしているところ、被告は張出地覆とブラケットの値段を別々に付けておらず合計価格を付して販売していること、張出地覆とブラケットは調整用ボルトによって結合されていること、被告は工事完了後も取り外すための工数がかかることに鑑みブラケットを取り外さずにそのまま残していることについては当事者間に争いが無い。

そうだとすれば、被告製品は張出地覆のみでも十分な強度を有すること、被告が張出地覆とブラケットを別々に梱包して出荷していること、現場にお



いて被告ではなく工事施工者が両者を設置し一体化させることが予定されていることが認められるとしても、もともと両者に合計価格を付して製造販売され、工事施工者は現場において被告の設計した通りに両者を結合させて設置するものであり、設置したブラケットを後から取り外すことも通常は予定されていない以上、両者は一体の製品として製造、販売されていると評価するのが相当であると認められる。

(2) したがって、被告は、被告製品を製造、販売していると認められる。

## 2 争点(2) (被告製品は構成要件A, C及びDを充足するか) について

(1) 被告製品が構成要件A, Cを充足することは、被告主張に係る被告製品の構成を前提としても明らかに認められる。

(2) 構成要件Dに関して、被告は、ブラケットには本件発明における腹板とは異なる技術的意義があるなどとして、被告製品には腹板に相当するものがない旨主張する。しかしながら、構成要件Dは、「底版部下面には、床版外側部に固定される腹板を取り付けてなることを特徴とする」というものであり、本件発明における腹板は、底版部下面に取り付けられ床版外側部に固定されるものであると解される。そして、被告製品におけるブラケットを構成する床版取付部は、床版部下面に位置し、床版外側部に固定されるものであり、ブラケット上に張出地覆がボルトで結合され設置されることにより、床版取付部も張出地覆の底版部下面に取り付けられることとなるのであるから、本件発明における腹板に相当するといえる。

被告は、本件発明における腹板は、現場で設置される前から張出地覆と一体となっている必要がある旨主張するが、構成要件Dの文言上、腹板は底版部下面に取り付けてなるとしか規定されておらず、本件明細書の段落【0036】においても「ボルト締結による組立式であるため、現場での組立も容易であり、また、全体を組み立てておくこともできるので工事の短期施工が可能である。」と記載されているのであるから、被告の主張するような限定

解釈をすることはできない。そうすると、前記1記載のとおり、張出地覆とブラケットを一体の製品として評価するのが相当であり、かつ被告製品のブラケットにおける床版取付部は現場において張出地覆下面に取り付けられ床版外側部に固定されるものであることからすると、被告製品の構成は「底版部下面には床版外側部に固定される腹板を取り付けてなることを特徴とする」に該当すると評価することができる。なお、ブラケットに被告の主張するような技術的意義があるとしても、それによって被告製品のブラケットにおける床版取付部が本件発明における腹板に相当しないということにはならない。

そうすると、被告製品は構成要件Dを充足すると認められる。

(3) したがって、被告製品は、構成要件A、C及びDを充足すると認められる。

### 3 争点(3) (被告製品は構成要件B及びEを充足するか) について

(1) 当事者間に争いのない事実によれば、本件発明に係る「道路橋道路幅員拡張用地覆ユニット」は、橋梁改修工事において用いられるものであるところ、橋梁改修工事発注の過程で、鋼製地覆を製造販売する会社は、発注者である地方公共団体や工事施工者と事前に打合せをして、受注した設置対象の橋梁に応じて、①延伸部上の補強リブの位置・本数、②前面側のボルトの位置・本数・直径、③背面側のボルトの位置・本数・直径、④縁石部の背面側寸法、⑤腹板の高さ、⑥鋼製地覆の張出幅等の具体的な形状を設計し、これに従って鋼製地覆を製造販売するものであり、鋼製地覆を現実に取引する際には、関係者はその設置態様（拡張型・非拡張型の別）を認識しているものである。

このような製造販売方法からすれば、本件発明の構成要件Bにおいて、延伸部と地覆除去部との関係が「コンクリート床版側端部の地覆除去部に固定される延伸部」と定められていることについて、当業者が合理的に解釈すれば、本件発明は、コンクリート床版側端部の地覆除去部に固定される延伸部

を有するものとして製造販売される道路橋道路幅員拡張用地覆ユニット，換言すれば，道路幅員拡張効果を奏する地覆ユニットに係るものであると理解するものと解される。

(2) 被告製品3は，製品名がスチールウイングであって，「既設橋梁の改修に使用されるプレキャスト鋼製張出し地覆のうち，ブラケット部を具えるもの。但し，延伸部が地覆除去部に固定されるもの（中空筒体状の地覆の底面側の面（以下「底面側」という。）の一部が床版に設置するとされているものについては，底面側と床版の設置幅が，既設地覆の地覆幅未満のもの）」と特定されているから，構成要件B，Eを充足することは明らかである。また，被告製品2は，既に設置されたスチールウイングであるところ，延伸部が地覆除去部に固定されており，道路幅員拡張効果を奏しているから，構成要件B，Eを充足することは明らかである。

(3) 他方，被告製品1は，既に設置されたスチールウイングであるが，延伸部が地覆除去部に固定されておらず，道路幅員拡張効果を奏していないから，被告製品1は少なくとも構成要件Bを充足するとは認められない。

この点，原告は，「コンクリート床版側端部の地覆除去部に固定することが可能な形態の延伸部」であれば構成要件Bを充足すると主張する。しかしながら，証拠（乙5）によれば，本件特許に係る出願人は，平成14年3月19日付手続補正書により，構成要件Bの「コンクリート床版側端部の地覆除去部に固定される延伸部」という要件を追加的に補正し，第一意見書において，「本願発明に係る地覆ユニット及び設置方法がこれらの相違を有していることを明確にするため，延伸部と腹板が床版のどこに固定されているかを特許請求の範囲を補正することにより明瞭に特定した。」と主張して本件特許の登録に至ったものであるから，かかる構成要件Bをその文言の通常の意味を超えて拡張解釈するのは相当でない上，前記(1)記載の製造販売方法からすれば，被告が被告製品1を製造販売した時点において，被告製品1の

延伸部は地覆除去部に固定されるものではなかったと考えられるから、原告の主張には理由がない。

さらに、原告は、防護柵の設置基準によれば、地覆にたわみ性防護柵を設置する場合の地覆幅は600ミリメートルを標準とする旨定められていることから、これを前提として橋梁の側端部から600ミリメートルの範囲に地覆があったと想定すれば被告製品1の延伸部は地覆除去部に設置されているといえ、実質的に道路幅員拡張効果を有する旨主張する。しかし、これは、実際とは異なる想定に基づくものであって前提を欠き、また、被告製品1を設置したことによって道路幅員の縮小を免れる効果を奏するとしても、そのことをもって道路幅員の拡張効果を有するということにはならないから、原告の上記主張も採用することができない。

したがって、被告製品1が本件発明の技術的範囲に属するとする原告の主張には理由がない。

#### 4 争点(4) (出願経過禁反言の適用が認められるか) について

被告の主張するとおり、証拠(乙8)によれば、本件特許に係る出願人が、第二意見書において、本件引用文献「に示された『地覆』は、道路橋の道路幅員拡張用に使用することは、絶対に不可能である。」、「仮に既設の道路橋において、地覆部を除去した後にこの「地覆」を設置するという方法を実施してもその床版上にそのまま縁石部を載置して固定することになるから、道路幅員の拡張はおぼつかない。」、「本願発明では、地覆除去部に延伸部を位置させるため、縁石部は床版の外側に位置し、地覆除去部がそのまま道路幅員となる」、「本願発明の『地覆ユニット』が、道路幅員の拡張に適した構成であるのに比し、」本件引用文献「に示された『地覆』は新設の道路橋にのみ適用される構成であることは自明である。」、などと述べていることが認められるけれども、これらは、本件引用文献と比較して本件発明が道路幅員の拡張に適した構成であることを説明するために、縁石部の全部が床版の外側に位置する形

態を念頭に置いて意見を述べたに過ぎないと考えられる。

本件明細書において、道路橋道路幅員拡張用地覆ユニットの別の実施の形態として、段落【0027】ないし【0033】及び【図12】ないし【図14】において、縁石部の一部が床版上に位置する形態が明確に記載されていること（甲16）も考慮すれば、上記の第二意見書の記載をもって、縁石部の全てが床版外側に位置せず、縁石部の一部が床版上に位置する形態を、本件発明から除外する旨を述べるものとまでいうことはできない。

したがって、原告が、本件発明の技術的範囲が、縁石部の全てが床版外側に位置せず、縁石部の一部が床版上に位置する被告製品のような形態に及ぶと主張することが、信義誠実の原則ないしは禁反言の原則に反するとは認められず、被告の主張には理由がない。

## 5 結論

以上によれば、被告の全主張を踏まえても、被告製品2及び被告製品3は、本件発明の構成要件を全て充足し、本件発明の技術的範囲に属すると認められる（一方、被告製品1は、本件発明の技術的範囲に属しない。）から、損害賠償請求に係る損害額の算定等につき、更に審理をする必要がある。よって、主文のとおり中間判決する。

なお、当裁判所は、被告が、平成27年4月30日付け中間判決申立書により、損害論に関する円滑な審理に資するために中間判決が必要である旨申し立てたことを受けて、本中間判決をするものであり、被告が、同年6月9日の第2回口頭弁論期日において述べたとおり、中間判決後は損害論の円滑な審理に協力することを強く期待するものである。

東京地方裁判所民事第47部

裁判長裁判官 沖 中 康 人

裁判官 廣 瀬 達 人

裁判官 宇 野 遥 子

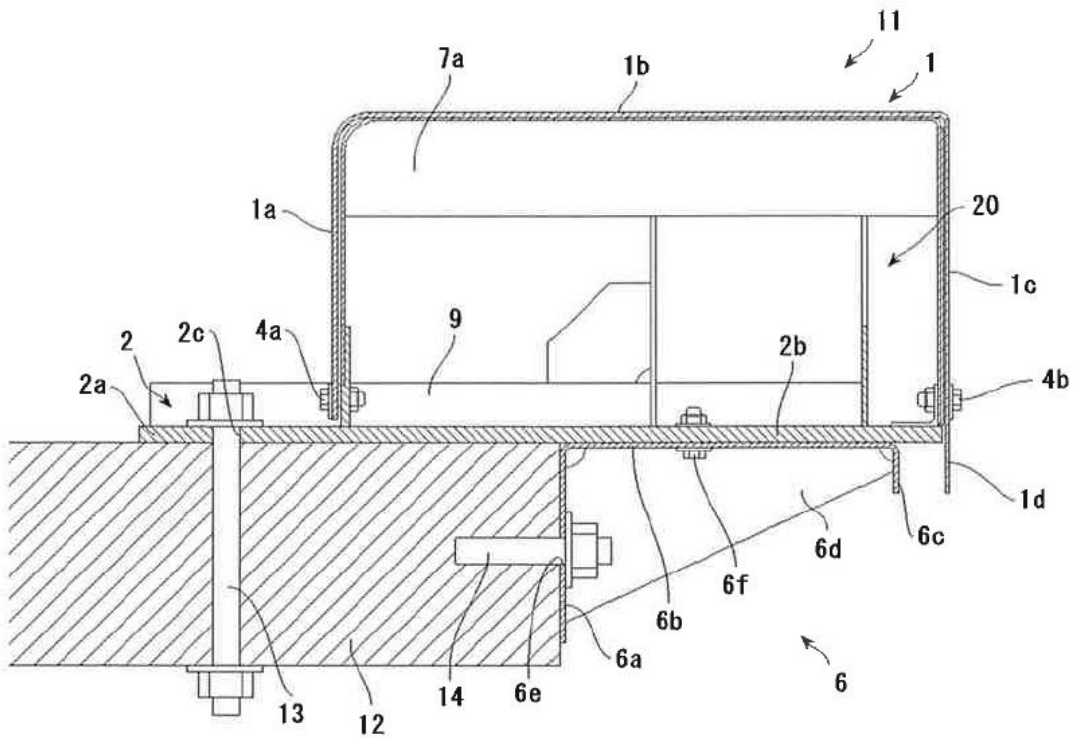
(別添特許公報は省略)

(別紙)

被告製品目録 1

【乙22号証等に基づく被告製品（祓川新橋）】

- 1 既設橋梁の改修に使用されるプレキャスト鋼製張出し地覆  
但し、祓川新橋（三重県松阪市稲木町）に設置されたもの
- 2 製品名 張出し地覆「スチールウイング」
- 3 製造会社名 株式会社ダイクレ（被告）
- 4 被告製品の図面



5 図面における符号の説明

- 1 地覆
- 1 a 前面側
- 1 b 上面側
- 1 c 背面側
- 2 底版部
- 2 a 延伸部
- 2 b 底面側
- 4 a 前面側ボルト
- 4 b 背面側ボルト
- 6 a 床版取付部
- 6 d リブ
- 1 1 張出地覆
- 1 2 コンクリート床版

以上

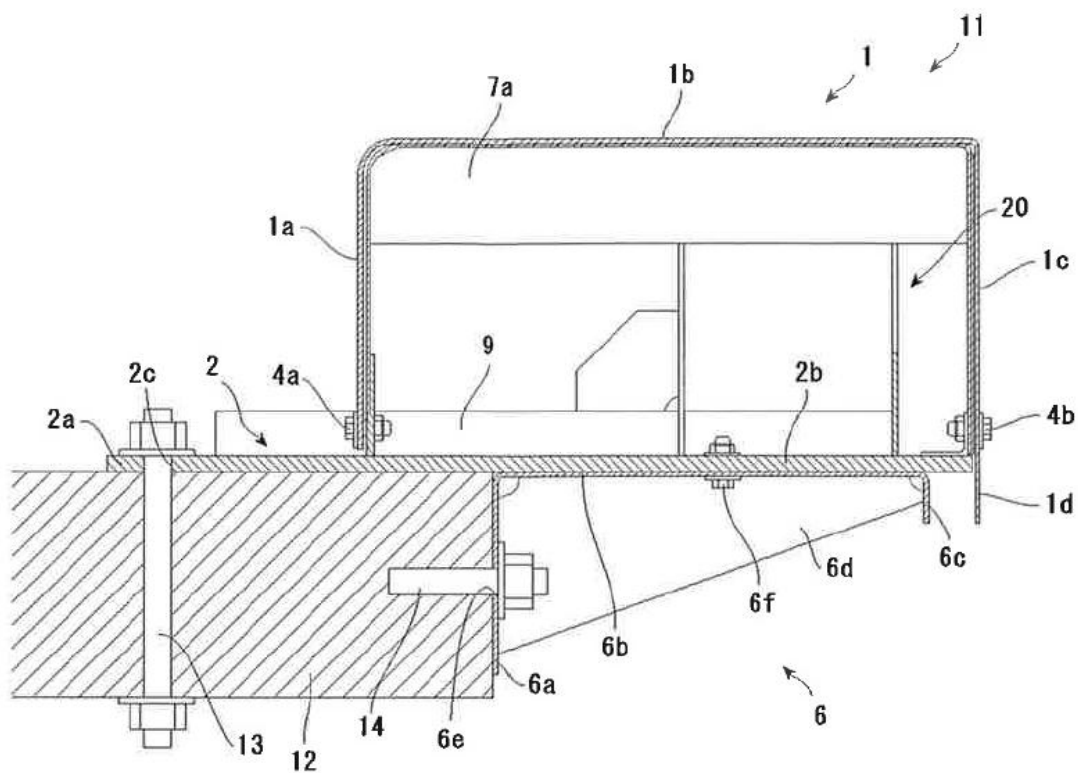


(別紙)

## 被告製品目録 2

【乙23, 24号証等に基づく被告製品(境田橋)】

- 1 既設橋梁の改修に使用されるプレキャスト鋼製張出し地覆  
但し、境田橋(熊本県球磨郡相良村)に設置されたもの
- 2 製品名 張出し地覆「スチールウイング」
- 3 製造会社名 株式会社ダイクレ(被告)
- 4 被告製品の図面



5 図面における符号の説明

- 1 地覆
- 1 a 前面側
- 1 b 上面側
- 1 c 背面側
- 2 底版部
- 2 a 延伸部
- 2 b 底面側
- 4 a 前面側ボルト
- 4 b 背面側ボルト
- 6 a 床版取付部
- 6 d リブ
- 1 1 張出地覆
- 1 2 コンクリート床版

以上

(別紙)

被 告 製 品 目 録 3

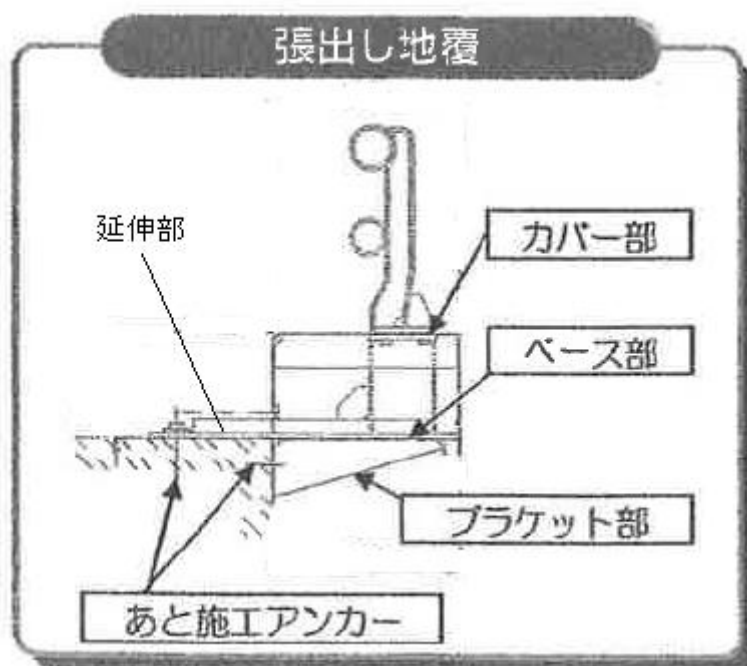
1 既設橋梁の改修に使用されるプレキャスト鋼製張出し地覆のうち、ブラケット部を具えるもの。但し、延伸部が地覆除去部に固定されるもの（中空筒体状の地覆の底面側の面（以下「底面側」という）の一部が床版に設置するとされているものについては、底面側と床版の設置幅が、既設地覆の地覆幅未満のもの）。

2 製品名                    スチールウイング

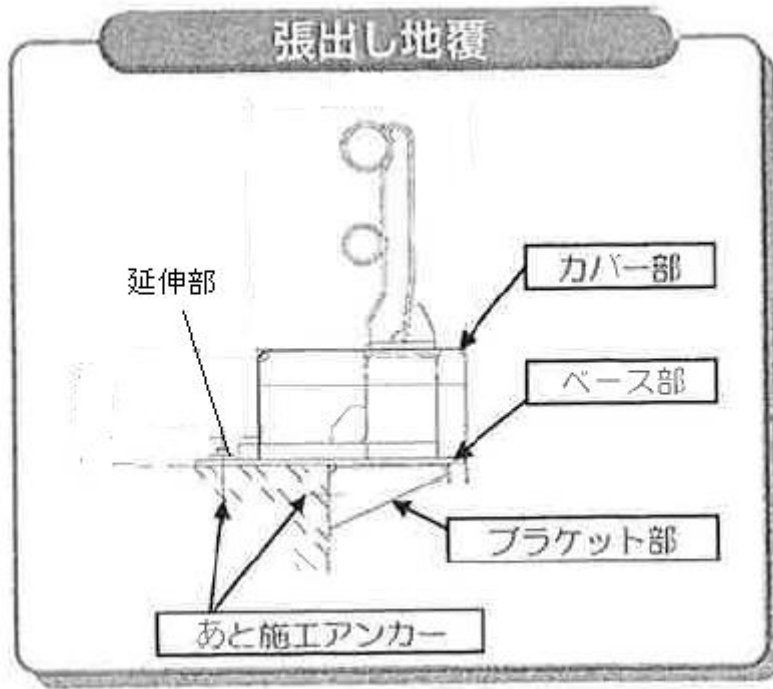
3 製造会社名            株式会社ダイクレ（被告）

4 カタログ上の被告製品の記載

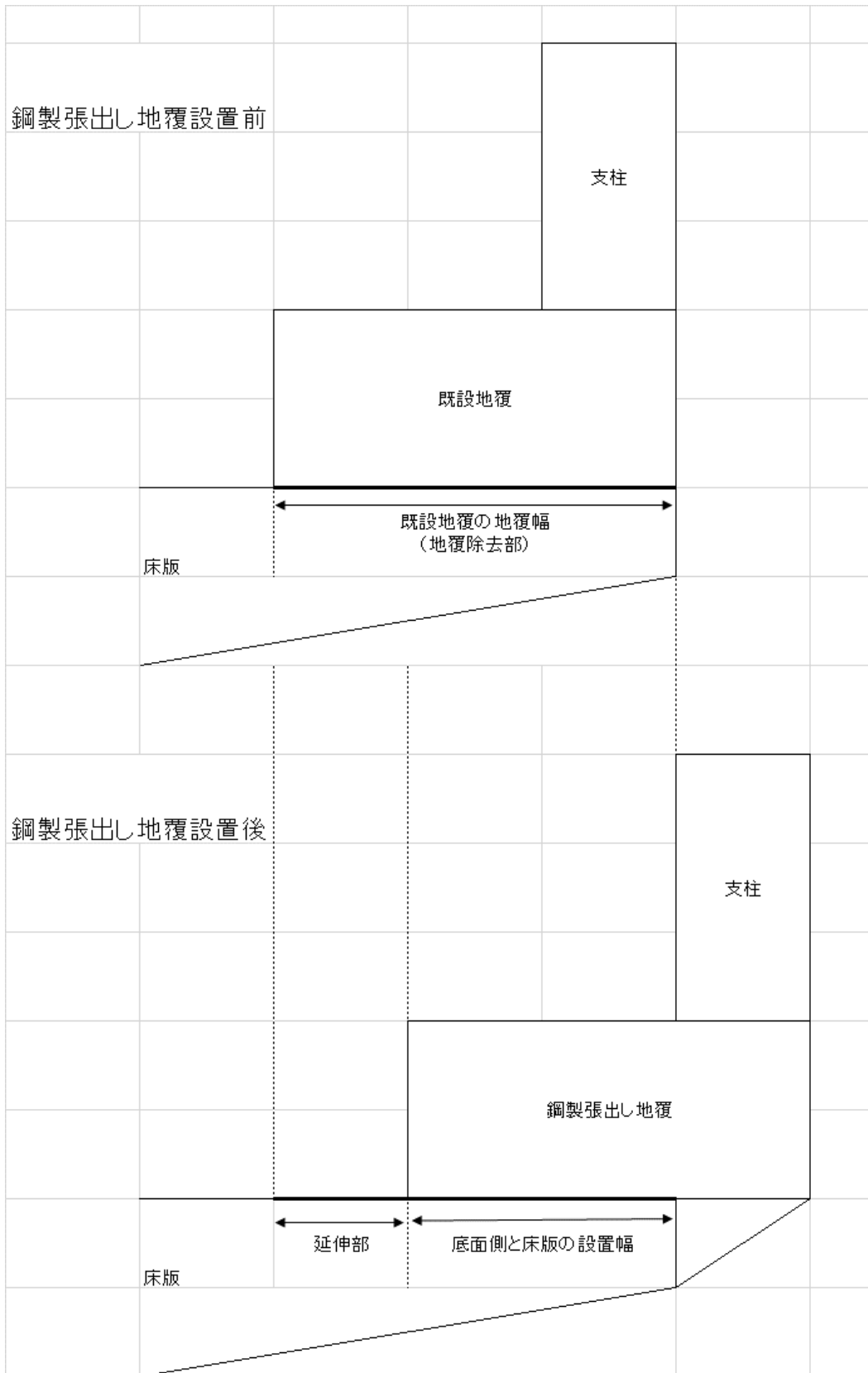
(1) 底面側が床版に設置するとされていないもの



(2) 底面側の一部が床版に設置するとされているもの



5 「既設地覆の地覆幅」と「底面側と床版の設置幅」の略図



以上

(別紙)

原告主張に係る被告製品の構成

- a 前面側，上面側，背面側を備えた縁石部と
- b 該縁石部の前面側外方に延伸し，コンクリート床版側端部の地覆除去部に固定される延伸部と底面側を備えた底版部と
- c からなる鋼製中空筒体を形成するとともに
- d 底版部下面には，床版外側部に固定される腹板を取り付けてなることを特徴とする
- e 道路橋道路幅員拡張用地覆ユニット

以上

(別紙)

被告主張に係る被告製品の構成

①非拡張型スチールウイング（別紙被告製品目録1の「4被告製品の図面」参照）

- a ① コンクリート床版12側端部の地覆除去部の範囲内に位置する前面側1 a, 及び上面側1 bと背面側1 cを具えた縁石部1と
- b ① 前記縁石部1の前面側1 a外方に延伸し, 前記地覆除去部よりも内側に固定される延伸部2 aと底面側2 bを具えた底版部2と
- c ① からなる鋼製中空の張出地覆11。

②拡張型スチールウイング（別紙被告製品目録2の「4被告製品の図面」参照）

- a ② コンクリート床版12側端部の地覆除去部の範囲内に位置する前面側1 a, 及び上面側1 bと背面側1 cを具えた縁石部1と
- b ② 前記縁石部1の前面側1 a外方に延伸し, 前記地覆除去部に固定される延伸部2 aと底面側2 bを具えた底版部2と
- c ② からなる鋼製中空の張出地覆11。

以上

(別紙) 原告説明図

